

京都府立林業大学校修学資金【返還猶予～返還免除】手続きフロー

返還猶予・返還免除

スケジュール	提出書類等
卒業年 1月 林業等に就職内定 3月 卒業	<本人(内定先)→学校> 京都府立林業大学校修学資金返還猶予申請書 (様式第13号) 林業等従事確認(予定)書 (様式第14号) (学校→本人) 京都府立林業大学校修学資金返還猶予承認通知書(様式第15号)
卒業後 林業等に従事 1年目 ~ 3月 5年目	(担当教員) 就業先を訪問。提出書類の説明・手渡し。 <本人(職場)→学校> 京都府立林業大学校修学資金返還猶予申請書 (様式第13号) 林業等従事確認(予定)書 (様式第14号) (学校→本人) 京都府立林業大学校修学資金返還猶予承認通知書(様式第15号)
6年目 4月	(担当教員) 5年目の就業先訪問時に返還免除書類の説明・手渡し。 (本人→学校) 京都府立林業大学校修学資金返還免除申請書 (様式第16号) (学校→本人) 京都府立林業大学校修学資金返還免除承認通知書(様式第17号)

異動の届出

変更事由	提出書類
修学生の氏名、住所、電話番号 返還猶予の事由、要件の消滅 連帯保証人の氏名、住所、電話番号	住所・氏名等変更届(様式第18号) 返還猶予事由変更等届(様式第19号) 保証人変更届(様式第20号) ☆提出期限: 事由の生じた日から15日以内

修学資金貸与決定の返還手続き

<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内で林業等への就職が決まらなかったとき。 ・学校卒業後の4月から5年間、京都府内で林業等に従事しなかったとき。 は、 <ul style="list-style-type: none"> ・事由の生じた日から1ヶ月以内に全額を返還。 ・本人の責めによらない事情があるときは、月賦又は半年賦で返還。(様式第9号) ・本人又は連帯保証人に変更があるときは、上記異動の届出と同じ。
